

問い合わせ先

総務部広報対策官 村山
TEL 025-244-6111
海上安全環境部船舶安全環境課長 芳鐘
TEL 025-244-6113

プレス発表資料

平成18年3月31日
(14時00分)
北陸信越運輸局

北陸信越運輸局におけるPSC実績について

北陸信越運輸局におけるPSC(ポートステートコントロール^(注1))実績をとりまとめましたのでお知らせします。

当局管内には、日本海に面するという地理的要因も作用し、特にロシア・カンボジア・モンゴルを船籍とする老齢船が比較的多数入港しています。

これまでのPSCの結果、これらの老齢船(大半は一般貨物船)の船殻構造や消防・救命等の設備から重大な欠陥が多く認められ、出航前是正を義務付けられ拘留される船舶が他国籍船と比較して多く存在していました。これらの船舶に対する適確なPSCの継続実施により重大な欠陥箇所が減少したことなどによって、近年、拘留隻数が顕著に減少してきており、着実にPSCの成果が上がっているものと考えられます。

1. 過去3年間のPSC実績

| 暦年 | PSC監督隻数(対前年比(%)) | | 拘留隻数(対前年比(%)) | | 拘留率(%) | |
|----------------|------------------|---------------|---------------|------------|--------|------|
| | 北信局 | 全国 | 北信局 | 全国 | 北信局 | 全国 |
| 2003年 | 182 | 4,865 | 54 | 639 | 29.7 | 13.1 |
| 2004年 | 194 (106.6) | 4,896 (100.6) | 35 (64.8) | 459 (71.8) | 18.0 | 9.4 |
| 2005年 (速報値) | 208 (107.2) | 4,680 (95.6) | 7 (20.0) | 248 (54.0) | 3.4 | 5.3 |

上記実績値は、東京MOU^(注2)のAPCIS^(注3)データから集計したもので、APCIS未入力分(100ト未満の船舶、漁船、バージ等)を除外しています。

拘留隻数とは、発見された重大な欠陥に対し出航前是正を義務付けられた船舶の隻数を示しています。

2. 2005年実績の対前年比較

(1) 当局の監督隻数については、平成17年3月の改正油賠法施行直後にPSCとは区別して前回PSC実施からの経過期間(6ヶ月ルール^(注4))に拘わらず保障契約証明書等の確認検査を重点実施した影響はあったものの、PSCとしての監督隻数については対前年比7.2%増。全国で対前年比4.4%減。

(参考) 当局の改正油賠法に基づく保障契約証明書等の確認検査実績

2005年3月～12月：立入隻数126隻、保障契約証明書備置命令発出8件

(2) 拘留隻数については、当局で対前年比80%減、全国で対前年比46%減。

(3) 拘留率については、当局で対前年14.6ポイント減、全国で対前年比4.1ポイント減。

[参考]

(注1)「ポートステートコントロール」(PSC: Port State Control)

旗国の中には、その責任を適切に果たしていない国もあるため、船舶構造・設備、海洋汚染防止設備、船員資格等の国際基準を満足しない船舶(サブスタンダード船)が多数存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この本来旗国が果たすべき役割を補完するため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査(ポートステートコントロール)がMARPOL(海洋汚染防止条約)、SOLAS(海上人命安全条約)、STCW(船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する条約)等により認められている。

我が国は1984年にPSCを開始、その後、PSC専従の外国船舶監督官を1997年に組織して、二十余年の間、サブスタンダード船の排除に努めてきました。

(注2)「東京MOU」(エムオーユー: Memorandum of Understanding)

「東京MOU」とは、アジア・太平洋地域におけるPSCの実効性を確保するため、PSCの標準化、域内協力体制の強化を目的として、1993年12月に東京において覚書として採択されたもの。この覚書には、現在、次のアジア・太平洋地域の18の国・地域が参加しており、事務局は東京に置かれている。

<東京MOU加盟国・地域>

オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

<東京MOUが最近実施した(又は実施中の)集中検査キャンペーン実績>

(1) 海洋汚染防止に関する集中検査キャンペーン(平成18年2月1日~4月30日)

(2) 操作要件に関する集中検査キャンペーン(平成17年9月1日~11月30日)

(3) 海事保安に関する集中検査キャンペーン(平成16年7月1日~9月30日)

(4) バルクキャリアに関する集中検査キャンペーン(平成15年9月1日~11月30日)

(5) 国際安全管理規則(ISMコード)に関する集中検査キャンペーン

(平成14年7月1日~9月30日)

(注3)「APCIS」(Asia Pacific Computerized Information System)

東京MOU加盟当局間のPSCに関する情報交換を目的として設置されたPSC検査情報ネットワーク。APCISへの入力対象船舶は100トン以上で漁船、パージ等は除外されている。

(注4)「6ヶ月ルール」

東京MOUにおいては、PSCによって船舶の円滑な運航を阻害することのないように、PSCの実施頻度について、明白な根拠がない場合には、主管庁は過去6ヶ月以内に域内の主管庁が検査した船舶の検査は行わないように努める旨取り決めており、我が国もこれに基づきPSCを実施している。